

令和3年度地域づくり事業提案に向けた事前協議が始まりました!

町では、地域の課題解決や町の活性化を図るために取り組む地域づくり活動に対して、その事業に係る経費の一部を支援し、協働のまちづくりを推進しています。

この交付金の申請には、事前協議が必要です。(事前協議期間 11月2日(月)~30日(月))

詳しくは、町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

■問合せ 企画財政課まちづくり係 ☎72-6935

パブリックコメント

皆さんの意見を募集します

那須町都市計画マスタープラン(次期計画・素案)

町では、「那須町都市計画マスタープラン」の策定を進めています。この計画に対する意見を募集します。また、左記の日程で公聴会を開催します。

〈公聴会の案内〉

▼期日 11月18日(水)

▼場所・時間

○高原公民館(湯本支所) 会議室

午前10時~

○文化センター視聴覚室

午後2時~

▼計画の概要 都市計画法第18条

の2に基づき、市町村の都市計画における基本方針を定めるものです。

▼公表資料

○那須町都市計画マスタープラン

(次期計画・素案)

○那須町都市計画マスタープラン

(次期計画・素案) 概要版

▼閲覧場所

①建設課(本庁2階)、湯本支所
(午前8時30分~午後5時、土

日を除く)

②町ホームページ

▼意見の提出方法 閲覧場所①の各窓口にて持参、郵便、ファクシミリ、電子メール、いずれかの方法で「意見用紙」を提出してください。

※「意見用紙」は閲覧場所の各窓口に備え付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

▼募集期間 11月6日(金)~20日(金)

(20日消印有効)

※意見を提出できる方、注意事項、意見の公開方法は、下記をご確認ください。

▼提出・問合せ

建設課都市計画係

☎72-6907 Fax72-1009

〒329-3292

那須町大字寺子丙3-13

☒kenseisju@town.nasu.lg.jp

那須町手話言語条例(案)

那須町手話言語条例を制定するにあたり、この条例(案)に対する意見を募集します。

▼公表資料

○那須町手話言語条例(案)

○条例の趣旨・目的

▼閲覧場所

①保健福祉課(本庁1階)
(午前8時30分~午後5時、土日を除く)

②町ホームページ

▼意見の提出方法 書式は自由ですが、案件名、提出する方の住所、氏名(法人の場合は法人名所在地)、連絡先を明記の上、閲覧場所①の窓口にて持参、郵便、ファクシミリ、電子メール、いずれかの方法で提出してください。

▼募集期限 11月19日(木)(19日消印有効)

※意見を提出できる方、注意事項、意見の公開方法は、左記をご確認ください。

▼提出・問合せ

保健福祉課障がい者福祉係

☎72-6917 Fax72-0904

〒329-3292

那須町大字寺子丙3-13

☒hoken@town.nasu.lg.jp

共通事項

意見を提出できる方

- ①町内に住所を有する者
- ②町内に事務所または事業所を有する者、法人等
- ③町内の事務所または事業所に勤務する者

- ④町内の学校に在学する者
- ⑤町に対して納税義務を有する者、法人等
- ⑥上記計画または上記条例に利害関係がある者、法人等

▼注意事項等

- 電話による意見の受け付けはできません。
- 提出された書類は返却できません。
- 個人情報(目的以外)には使用せず、公表もしません。
- 左記のようなものは意見として取り扱いません。
- ・住所、氏名、電話番号等が未記入で要件を満たしていない場合
- ・本件に直接関係ない場合
- ▼意見の公表方法等
- 提出された意見は、内容を整理検討した上、これに対する町の考え方とともに担当窓口や町ホームページで公表します。
- 提出された意見等に対する個別の回答は行いません。
- 単に賛否だけを示した意見や、今回の募集の趣旨に直接関係のない意見には町の考え方は示しません。

